

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

目次

第1章 総務（第1条—第9条）

第2章 厚生福祉（第10条）

第3章 建設（第11条）

第4章 教育環境（第12条）

附則

第1章 総務

（春日部市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第1条 春日部市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第21号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（任命権者の報告事項） 第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（ <u>地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。</u> ）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。	（任命権者の報告事項） 第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（ <u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。</u> ）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

（公益的法人等への春日部市職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第2条 公益的法人等への春日部市職員の派遣等に関する条例（平成17年条例第31号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（職員の派遣） 第2条 2 （3） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）	（職員の派遣） 第2条 2 （3） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第22条に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）

第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）

（春日部市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 春日部市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年条例第32号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項の表示及びそれに対応する改正後の欄の項の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の項を当該改正後の欄の項とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の表に対応する改正後の欄の表が存在しない場合にあつては、当該改正前の欄の表を削る。
- (3) 次の表中、改正後の欄の項に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の項を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前								
<p>（特定業務等従事任期付職員の給与に関する特例）</p> <p>第8条 特定業務等従事任期付職員には、<u>特定業務等従事任期付職員給料表（別表）</u>を適用する。</p> <p>3 特定業務等従事任期付職員の号給は、規則に定める基準に従い決定する。</p> <p>4 <u>第2項</u>の規定による職務の級の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。 （春日部市職員の給与に関する条例の適用除外）</p> <p>第10条</p> <p>2 給与条例第3条、<u>第4条第1項から第5項まで、第8項及び第12項</u>、第7条から第9条まで、第9条の4、第16条の2 <u>並びに</u>第16条の3の規定は、特定業務等従事任期付職員には適用しない。</p>	<p>（特定業務等従事任期付職員の給与に関する特例）</p> <p>第8条 特定業務等従事任期付職員には、<u>次の給料表</u>を適用する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>職務の級</th><th>1級</th><th>2級</th><th>3級</th></tr></thead><tbody><tr><td>給料月額（円）</td><td>158,300</td><td>170,100</td><td>187,200</td></tr></tbody></table> <p>3 <u>前項</u>の規定による職務の級の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。 （春日部市職員の給与に関する条例の適用除外）</p> <p>第10条</p> <p>2 給与条例第3条、<u>第4条</u>、第7条から第9条まで、第9条の4、第16条の2 <u>及び</u>第16条の3の規定は、特定業務等従事任期付職員には適用しない。</p>	職務の級	1級	2級	3級	給料月額（円）	158,300	170,100	187,200
職務の級	1級	2級	3級						
給料月額（円）	158,300	170,100	187,200						

- (5) 附則の次に次の別表を加える。

別表（第8条関係）

特定業務等従事任期付職員給料表

（単位 円）

職務の級	1 級	2 級	3 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
1	158,300	170,100	187,200
2	159,800	172,800	188,900
3	161,300	175,400	190,700
4	162,900	178,000	192,400
5	164,200	180,700	194,000
6	165,700	182,400	195,800
7	167,200	184,000	197,600
8	168,700	185,700	199,400
9	170,100	187,200	200,900
10	172,800	188,900	202,700
11	175,400	190,700	204,500
12	178,000	192,400	206,300
13	180,700	194,000	207,900
14	182,400	195,800	209,700
15	184,000	197,600	211,500
16	185,700	199,400	213,300
17	187,200	200,900	214,700

(春日部市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 春日部市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成17年条例第32号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあつては、当該改正後の項を加える。

改正後	改正前
(休職の効果) 第3条 4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。	(休職の効果) 第3条

(春日部市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 春日部市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成17年条例第35号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、 <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）</u> 第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手続及び効果に関し、必要な事項を定めるものとする。 (減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、 <u>給料（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、春日部市会計年度任用職員の任用及び給与その他の勤務条件に関する条例（令和元年条例第10号）第18条の基本報酬の額）</u> の10分の1以下を減ずるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、 <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）</u> 第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手続及び効果に関し、必要な事項を定めるものとする。 (減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、 <u>給料</u> の10分の1以下を減ずるものとする。

(春日部市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 春日部市職員の育児休業等に関する条例（平成17年条例第40号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の条の表示及びそれに対応する改正後の欄の条の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の条を当該改正後の欄の条とする。

(2) 次の表中、改正後の欄の条、項又は号に対応する改正前の欄の条、項又は号が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の条、項又は号を加える。

(3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</p> <p>(イ) 育児休業に係る子が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日)までに、その任期(当該任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</p> <p>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(育児休業に係る子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</p> <p>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条</p>

育児休業に係る子の1歳到達日

- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が育児休業に係る子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）
- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳

6 か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。

（1）当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

（2）当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間）

第2条の5 （略）

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間）

第2条の3 （略）

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号級の調整)

第8条 育児休業をした職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(部分休業をすることができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)

ア 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

(部分休業の承認)

第18条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条

(育児休業をした職員の職務復帰後における号級の調整)

第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(部分休業をすることができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

(部分休業の承認)

第18条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規

<p>定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、<u>勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間</u>(<u>非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)</u>にあつては、<u>当該非常勤職員について定められた勤務時間</u>)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 勤務時間条例第14条第2項第6号の規定による特別休暇又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない<u>職員(非常勤職員を除く。)</u>に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。</p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第19条</p> <p>2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、同項中「給与条例第11条」とあるのは「春日部市会計年度任用職員の任用及び給与その他の勤務条件に関する条例(令和元年条例第10号)第24条」とし、「給与条例第15条に規定する」とあるのは「任命権者が定める」とする。</p>	<p>定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、<u>正規の勤務時間</u>の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 勤務時間条例第14条第2項第6号の規定による特別休暇又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない<u>職員</u>に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第19条</p>
--	---

(春日部市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 春日部市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年条例第47号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の項に対応する改正後の欄の項が存在しない場合にあつては、

当該改正前の欄の項を削る。

(2) 次の表中、改正後の欄の号に対応する改正前の欄の号が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の号を加える。

(3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前																						
<p>(報酬)</p> <p>第1条 <u>地方公務員法</u>（昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>）<u>第3条第3項第2号及び第3号の特別職</u>で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める</u>とおりとす</p> <p>る。</p> <p>(1) 法第3条第3項第2号の特別職 別表第1</p> <p>(2) 法第3条第3項第3号の特別職 別表第2</p> <p>第2条</p> <p>第3条</p> <p>(2) 報酬額が<u>月額</u>の場合は、春日部市職員の給与に関する条例（平成17年条例第52号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。</p> <p>別表第2（第1条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">保育所嘱託医</td> <td style="text-align: center;">月額 15,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">景観アドバイザー</td> <td style="text-align: center;">日額 25,000円</td> </tr> </tbody> </table>	職名	報酬	保育所嘱託医	月額 15,000円	景観アドバイザー	日額 25,000円	<p>(報酬)</p> <p>第1条 <u>特別職の職員</u>で非常勤のもの（<u>議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。</u>）の報酬は、<u>別表第1及び別表第2の</u>とおりとす</p> <p>る。</p> <p>第2条</p> <p>5 回数により報酬の額を定められている特別職の職員の報酬は、その者が職務を行った回数に応じて支給する。</p> <p>第3条</p> <p>(2) 報酬額が<u>月額及び回数による額</u>の場合は、春日部市職員の給与に関する条例（平成17年条例第52号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。</p> <p>別表第2（第1条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">保育所嘱託医</td> <td style="text-align: center;">月額 15,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">家庭児童相談員</td> <td style="text-align: center;">月額 101,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">さわやか相談員</td> <td style="text-align: center;">月額 142,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">学校教育専門委員</td> <td style="text-align: center;">月額 152,900円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育相談員</td> <td style="text-align: center;">月額 148,600円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">景観アドバイザー</td> <td style="text-align: center;">日額 25,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消費生活相談員</td> <td style="text-align: center;">日額 12,000円</td> </tr> </tbody> </table>	職名	報酬	保育所嘱託医	月額 15,000円	家庭児童相談員	月額 101,000円	さわやか相談員	月額 142,000円	学校教育専門委員	月額 152,900円	教育相談員	月額 148,600円	景観アドバイザー	日額 25,000円	消費生活相談員	日額 12,000円
職名	報酬																						
保育所嘱託医	月額 15,000円																						
景観アドバイザー	日額 25,000円																						
職名	報酬																						
保育所嘱託医	月額 15,000円																						
家庭児童相談員	月額 101,000円																						
さわやか相談員	月額 142,000円																						
学校教育専門委員	月額 152,900円																						
教育相談員	月額 148,600円																						
景観アドバイザー	日額 25,000円																						
消費生活相談員	日額 12,000円																						

				市民相談員		日額	11,000 円
				納税推進嘱託員		日額	21,000 円
				市税等徴収嘱託員		月額	70,000 円に市長が別に定める額を加えて得た額
				介護保険推進嘱託員		月額	70,000 円に市長が別に定める額を加えて得た額
				生活保護世帯就労支援員		日額	7,700 円
				生活保護面接相談員		日額	7,700 円
				生活困窮者相談支援員		日額	7,700 円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
				心身障害者通所支援施設嘱託医		月額	15,000 円
				公共施設マネジメントアドバイザー		日額	25,000 円
				学校評議員		年額	5,000 円
				心身障害者通所支援施設嘱託医		月額	15,000 円
				交通指導員		1回	2,000 円
				公共施設マネジメントアドバイザー		日額	25,000 円

(春日部市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第8条 春日部市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第53号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(<u>会計年度任用職員</u> の給与)	(<u>臨時的に任用される職員</u> の給与)
第17条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する <u>会計年度任用職員</u> の給与については、別に条例で定める。	第17条 地方公務員法第22条第5項の規定により <u>臨時的に任用される職員</u> の給与については、別に条例で定める。

(春日部市臨時的任用職員の任用及び給与その他の勤務条件に関する条例の廃止)

第9条 春日部市臨時的任用職員の任用及び給与その他の勤務条件に関する条例（平成27年条例第5号）は、廃止する。

第2章 厚生福祉

(春日部市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第10条 春日部市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成20年条例第30号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(<u>会計年度任用職員</u> の給与)	(<u>臨時的に任用される職員</u> の給与)
第23条 病院事業企業職員で地方公務員法第22条の2第1項に規定する <u>会計年度任用職員</u> の給与については、別に条例で定める。	第23条 病院事業企業職員で地方公務員法第22条第5項の規定により <u>臨時的に任用される職員</u> の給与については、別に条例で定める。
附 則 (勤勉手当に関する経過措置)	附 則 (勤勉手当に関する経過措置)
2 この条例の施行の日から平成31年3月31日までの間（病院事業管理者が定める職員にあっては、この条例の施行の日から <u>令和3年</u> 3月31日までの間）における改正後の第17条の規定の適用については、同条中「人事評価の結果及び勤務の状況」とあるのは、「勤務成績」とする。	2 この条例の施行の日から平成31年3月31日までの間（病院事業管理者が定める職員にあっては、この条例の施行の日から <u>平成33年</u> 3月31日までの間）における改正後の第17条の規定の適用については、同条中「人事評価の結果及び勤務の状況」とあるのは、「勤務成績」とする。

第3章 建設

(春日部市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第11条 春日部市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第198号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(<u>会計年度任用職員</u> の給与)	(<u>臨時的に任用される職員</u> の給与)
第18条 水道事業企業職員で地方公務員法第22条	第18条 水道事業企業職員で地方公務員法第22条

の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、別に条例で定める。

第5項の規定により臨時的に任用される職員の給与については、別に条例で定める。

第4章 教育環境

(春日部市英語指導助手の報酬等に関する条例の廃止)

第12条 春日部市英語指導助手の報酬等に関する条例（平成17年条例第169号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第10条の規定中附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第9条の規定による廃止前の春日部市臨時的任用職員の任用及び給与その他の勤務条件に関する条例の規定による施行日の前日までにおける給与については、同条例は、施行日以後も、なおその効力を有する。